

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 川村 伸浩

### 1 日時

令和4年10月13日（木曜日）

午前10時0分開会、午後1時45分散会

（休憩 午前11時58分～午後1時1分）

### 2 場所

第2委員会室

### 3 出席委員

川村伸浩委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、  
工藤勝子委員、米内紘正委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員、上原康樹委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

及川担当書記、高井担当書記、和田併任書記、岩淵併任書記、小川併任書記

### 6 説明のため出席した者

藤代農林水産部長、滝山理事、橋本技監兼林務担当技監兼全国植樹祭推進室長、  
佐藤副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監兼県産米戦略室長、  
鈴木理事心得、中野参事兼農業振興課総括課長、  
中村技術参事兼農業振興課総括課長、佐々木技術参事兼農村建設課総括課長、  
工藤技術参事兼林業振興課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、  
臼井農林水産企画室管理課長、小野寺団体指導課検査指導課長、似内流通課総括課長、  
和泉流通課流通改善課長、竹澤農業普及技術課総括課長、  
茂田農村計画課企画調整課長、佐々木農産園芸課総括課長、  
米谷畜産課総括課長、高橋畜産課振興・衛生課長、  
鈴木森林整備課総括課長、安藤森林保全課総括課長、  
森山水産担当技監心得兼農村計画課総括課長、太田水産振興課漁業調整課長、  
佐々木漁港漁村課総括課長、佐藤漁港漁村課漁港課長、大坊競馬改革推進室長、  
佐藤県産米戦略室県産米戦略監

### 7 一般傍聴者

なし

### 8 会議に付した事件

議案の審査

(1) 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

2変更中 3

- (2) 議案第3号 令和4年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第4号 令和4年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第5号 令和4年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第9号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (6) 議案第10号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- (7) 議案第11号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (8) 議案第12号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- (9) 議案第23号 岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例

## 9 議事の内容

○川村伸浩委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

なお、本日、千葉技監兼農村整備担当技監兼農村計画課総括課長は療養のため欠席とのことですので、御了承願います。

この際、農林水産部から発言を求められておりますので、これを許します。

○滝山理事 議案等の説明の前に、競馬組合職員による酒気帯び運転事案が発生し、懲戒処分を行ったことにつきまして、御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。

この事案は、当競馬組合経営管理部に勤務する36歳、課長補佐の男性職員が7月5日午前零時30分ころ、職場の懇親会と、その後の二次会で飲酒した後、帰宅する際に自家用車を運転し、酒気帯び運転により警察から検挙されたものであります。処分につきましては、9月28日付で当該職員を懲戒免職処分とするとともに、3名の管理監督者が処分を受けました。

当組合では、別件で収賄容疑での逮捕起訴事案も発生しており、重ねての不祥事の発生は岩手競馬を応援していただいている皆様の信頼を損ねるものであり、心からおわび申し上げます。

当組合としては、これらの不祥事を受け、その都度全職員に対し綱紀保持の通知を発するとともに、私から法令遵守に向けた訓示を行うなど注意喚起を行ったところでありますが、加えて組合に設置したコンプライアンス推進チーム等により再発防止の検討を進め、

組合を挙げて、岩手競馬のファンはもとより、県民、競馬関係者の皆様の信頼回復に取り組んでまいり所存でございます。大変申し訳ありませんでした。

○**川村伸浩委員長** ただいまの報告に対し、質疑等がある場合は、付託案件の審議終了後  
にお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費第2項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、2変更中3、議案第3号令和4年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号令和4年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）、議案第5号令和4年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）、議案第9号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第10号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第12号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上8件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤副部長兼農林水産企画室長** 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案につきましては、肥料や燃油価格の高騰による農家等の負担を軽減するための支援や、ことし8月の大雨による農作物や農地等の被害への対応などのほか、国庫補助事業の内示に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

議案（その1）の5ページをお開き願います。歳出の表中、6款農林水産業費の7,194万2,000円の増額と、6ページ、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費の990万円の増額を合わせまして、総額8,184万2,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の41ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費の右側、説明欄の二つ目、地籍調査費負担金は、国庫負担金の内示に伴い所要額を増額しようとするものであり、4目農業振興費の説明欄の五つ目、肥料価格高騰緊急総合対策事業費は、肥料価格高騰による農家等の負担を軽減するため、肥料コスト低減等に資する機械設備の導入に要する経費に対して補助しようとするものであり、5目農作物対策費の農作物災害復旧対策事業費補助は、ことし8月の大雨により被害を受けた農産物の病虫害防除対策や追肥等の支援に要する経費に対して補助しようとするもの

であります。

42 ページをお開き願います。2 項畜産業費、2 目畜産振興費の説明欄の三つ目、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助は、畜産物の輸出を促進するため、食肉処理施設における輸出先国の求めに応じた取り組みの実施等に要する経費に対して補助しようとするものであり、3 目草地対策費の畜産基盤再編総合整備事業費補助は、国庫補助金の内示に伴い所要額を増額しようとするものであります。

43 ページに参りまして、3 項農地費、2 目土地改良費の説明欄の五つ目、基幹水利施設ストックマネジメント事業費の減額と、3 目農地防災事業費の説明欄の一つ目、農村地域防災減災事業費の増額は、いずれも国庫補助金の内示に伴い補正しようとするものであります。

次に、44 ページをお開き願います。4 項林業費、1 目林業総務費の説明欄の二つ目、林業・木材産業資金特別会計繰出金は、当該特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであり、2 目林業振興指導費の説明欄の二つ目、いわての森林づくり基金積立金は、令和3年度の税込及び充当事業費の確定に伴い、基金への戻入れを行おうとするものであり、その下の森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助は、県内キノコ類生産者の燃油使用料削減に資する施設の整備の支援に要する経費に対して補助しようとするものであります。

5 目林道費の説明欄の一つ目、林道整備事業費は、国庫補助金の内示に伴い所要額を減額しようとするものであります。

次に、46 ページをお開き願います。5 項水産業費、1 目水産業総務費の説明欄の三つ目、沿岸漁業改善資金特別会計繰出金は、当該特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであり、7 目水産技術センター費の説明欄二つ目、試験研究費は、研究受託費の確定に伴い所要額を増額しようとするものであり、10 目漁港漁場整備費の説明欄の三つ目の海岸高潮対策事業費の増額と、その下の水産物供給基盤機能保全事業費の増額は、いずれも国庫補助金の内示に伴い補正しようとするものであります。

次に 66 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地及び農業用施設災害復旧費の小規模農地等災害復旧事業費補助は、8 月の大雨により被害を受けた国庫補助事業の対象とならない市町村等が行う農地農業用施設の復旧に要する経費に対して補助しようとするものであり、5 目漁港災害復旧費の県単独漁港災害復旧事業費は、3 月に発生した地震及び8月の大雨により被害を受けた国庫補助事業の対象とならない漁港施設の復旧に要する経費について増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、8 ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の2、変更の表中、当部所管に係るものは、事項欄3の経営体育成基盤整備事業であります。令和4年度から翌年度にわたって施工される工事に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行

為の限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。議案（その1）の13ページをお開き願います。議案第3号令和4年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ5,787万1,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,692万5,000円とするものであります。

14ページをお開きいただきまして、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより繰越金を増額しようとするものであり、15ページに参りまして、歳出の1款県有林事業費は、繰越金の確定などに伴い、県有林造成基金への積立金や公営林造成事業の分収交付金を増額するものであります。

16ページをお開き願います。議案第4号令和4年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,660万1,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,960万1,000円とするものであります。

17ページに参りまして、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金を確定したことにより、繰越金を増額しようとするものであり、18ページ、歳出の1款林業・木材産業改善資金貸付費は、繰越金の確定に伴い貸付費等を増額しようとするものであります。

19ページに参りまして、議案第5号令和4年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,236万7,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億998万3,000円とするものであります。

20ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより繰越金を増額しようとするものであり、21ページに参りまして、歳出の1款沿岸漁業改善資金貸付費は、繰越金の確定に伴い貸付費等を増額しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。31ページをお開き願います。議案第9号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは農道整備事業及び農村地域防災減災事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、33ページをお開き願います。議案第10号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについてであります。これは、農村地域防災減災事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市町に負担させるものであります。

次に、34ページをお開き願います。議案第11号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産物供給基盤機能保全事業につきまして、水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市村の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、35 ページに参りまして、議案第 12 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは水産物供給基盤機能保全事業の水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益市町村に負担させるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 最初に、予算に関する説明書、肥料価格高騰緊急総合対策事業費に関しては事前に若干説明をいただいたわけでありますけれども、今回の部分については化学肥料の低減や化学肥料の一部を畜産由来肥料に代替する機械の導入であったり、また市場性の高い肥料を生産する取り組みを支援するといった内容で、どちらかというハード事業のような形と聞いております。肥料の高騰を受けてこれからどうしていこうという農業者にとって、今後必要なことが今回予算として上げていただいております。施策としては必要なものだと思いますけれども、しかし来春どのようにしていこうかと悩まれている現場にとって、肥料に対するもっと直接的な県としての働きかけも必要かと思っております。国ではそうした部分を見るということで動いておりますけれども、県としては直接的な部分、ソフト的な部分について何かお考えになっているのかどうかお伺いしたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 郷右近浩委員御指摘のとおり、まず国の7割補填の事業を推進するということがありますし、今回の9月補正予算におきましては、輸入に依存する化学肥料からの脱却を目指して、農家からの声、ニーズを踏まえまして、そうした機械の導入を支援していくところです。

一方で、さらなる県としての上乗せという御指摘につきましては、まず今後の肥料動向も踏まえつつ、今回補正予算で提案いたしました事業の実施状況等も勘案しながら、さらに国の動向も踏まえながら、県として何を支援できるのかを引き続き検討していきたいと考えております。

○郷右近浩委員 ぜひ考えていただきたいと思っております。肥料のみならず、重油などのエネルギー関係の価格も高騰しており、食料基地岩手としては、農業を県の主要な産業としてしっかり守っていく必要があります。農家の方々が意欲を持ち続けられるような環境をつくっていくために、県として農業県岩手をつくり上げていくことを実感できるような形にしていただきたいので、予算としては賛成でありますけれども、そうしたことについては意を用いていただきたいと思っております。今回質問させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、森林公園管理運営費や、いわての森林づくり基金積立金についてお伺いしたいと思います。まず森林公園管理運営費について、44万1,000円計上されておりますけれども、これまで森林公園に関しては指定管理等で運営されていると思っておりますが、今回のこの補正は一体どのような性質のものかお伺いします。

○安藤森林保全課総括課長 今回の森林公園管理運営費の補正ですが、これは県が所管す

る五つの森林公園の指定管理料について、原油価格高騰による電気料金や燃料費等の増嵩分を増額補正するものです。

○郷右近浩委員 現在、来年度からのさまざまな指定管理の公募を行っている中で、これまでやってきた方々からも、人件費や燃油料などの高騰があり大変だということや、その中で管理でやり切れない部分があるという声を直接聞いています。今回このような形で運営費の補助を行う部分については、来年度以降の指定管理の要綱などには記載されているのでしょうか。そうした物価の変動等があった場合のいろいろな要素については幾らか対応するという話も聞いておりますが、これまでの対応とこれからの対応はどのように変わるのでしょうか。

○安藤森林保全課総括課長 今年度につきましては、先ほど申したとおり原油価格高騰分のみということにさせていただきますが、やはり管理者からは人件費に関しての要望も出ております。それらについては現在検討しているところでして、来年度につきましてもそれらのことを加味しながら検討していきたいと考えております。

○郷右近浩委員 今回の補正予算案を見ても、例えば森林公園管理運営費の項目の下には林道整備事業費の不用額や、いわての森林づくり基金積立金に対しての積み増し分があります。これまで、いわての森林づくり県民税等も含めて、県として岩手県の森林をしっかりと守り育てていこうとやってこられた中で、不用額や積み増しが出てくると、やはり林道整備についても、事業費はあってもなかなか進められない、進まない部分等があると思います。いわての森林づくり県民税自体の今後のあり方を含めても、森林公園であったり、いろいろな用途を拡大して、しっかりと岩手県の森林を守っていくことを多方面で行うべきだと思っているわけであります。今回の林道整備事業費の不用額や森林づくり基金積立金は、結局は林道整備が計画どおり進まなかったという証左であるということなのか、それも含めて積立金という形で今年度は使い切れなかったという考え方でいいのかどうか確認をお願いします。

○安藤森林保全課総括課長 林道整備費に関しましては、用地の関係や、冬期間の工事ということで繰り越しなどがありまして、その分の補正に関してお願いしているものです。私どもとすれば、限られる予算ですので十分使い切るということで頑張っていくという状況です。

○郷右近浩委員 もちろん農林水産部の担当課では、岩手県の森林保全をよりよい形にしていくためにきちんと計画を立てて、予算を立てて執行していく形だと思います。一方、現場ではなかなか工事が進まない部分もあったと聞いておりますし、引き受けてくれる事業者がいなかったり、いろいろなことがある現場の大変さも認識はしております。森林を保全して未来につなげていくために県民からお預かりしているこのいわての森林づくり県民税を、しっかりと使ってやっていかなければいけないと思いますので、今回の不用額や基金に積み増すことが、それだけでよいのかという思いはあります。ぜひ前に進めていくように、さらに努力をしていただければと思います。

○米内紘正委員 畜産振興費の新規事業の、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費について質問させていただきます。

まず、この内容は、食肉処理施設における輸出先国の求めに応じた取り組みの実施ということでありすけれども、食肉処理施設の現状と、こういった取り組みをされるかについてお聞きいたします。

○似内流通課総括課長 事業の内容は、生産者、事業者等で構成しているいわて農林水産物国際流通促進協議会——略称国際協と申しますが、国際協が実施主体となりまして、輸出の関心の事業推進のための会議の開催でありますとか、海外市場から求められる品質等に対応した産地づくりを進めるための輸出事業計画を策定しており、その中で重点市場を定めております。今回、香港、台湾、アメリカ、この三つの地域でのフェアの開催など、県産牛肉の販売促進活動を実施いたします畜産物輸出コンソーシアム運営支援というのが一つの柱です。もう一つが、輸出先国、地域の求める動物福祉です。動物福祉と申しますと、屠畜場における取り扱いでありますとか屠畜場の設備等に関しまして、そこの対応を含めたもの、あるいは牛を屠殺、解体処理後に生じる斑点の血斑発生低減に向けた試験的な取り組みを実施する、動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取り組み支援の二つの柱で今回事業を実施するものです。

○米内紘正委員 食肉処理施設における施設の機能の増強はこの中には入っていないのか、また、動物福祉の取り組みをすることによって、輸出先国はどこがふえるのかをお聞きします。

○似内流通課総括課長 設備の増強としては、今回アメリカ、香港、台湾の中でも、特にアメリカ向けの取り組みということで、アメリカでは動物福祉というところで、特に鼻に通す鼻環で牛を引っ張るのではなく、頭絡でやることを求められております。牛の頭につける頭絡の試験的な装着として、どういう頭絡がいいかということで、その取り組みを進めます。また、アメリカ向けの屠畜の処理としてつるして屠畜処理しますけれども、速く処理するつり上げのリフトでドロップリフターという機械があり、その改良の取り組みを考えています。

○米内紘正委員 主にアメリカ向けの取り組みということで、了解いたしました。

コンソーシアムの現状ですけれども、10月5日の岩手日報の記事で本県の輸出額に関する記事がありました。農林水産物、食品に関しては、前年比23.4%増の48億円ということです。日本全体で見ても、農林水産物、食品の輸出額は去年も過去最高の1兆2,000億円、1兆3,000億円ぐらいで、今年度の上半期も最高ということです。この中で特に牛肉の輸出事業のところはコンソーシアムをつくって力を入れていくと思うのですが、牛肉の輸出額の推移はどうなっているのか教えていただければと思います。

○似内流通課総括課長 牛肉の輸出量の関係ですが、県内で輸出している量は、令和2年度は13万458キログラムで、令和3年度は13万4,935キログラム、比較しますと103.4%伸びております。地域別で見ますと、香港への輸出量は減少しておりますけれども、台湾、



シンガポール、アメリカ等の輸出は増加していると捉えております。

○米内紘正委員 円安で、畜産農家の方もかなり厳しい状況ですので、これを逆にどう利用したらいいかという、やはり輸出なのです。輸出にメリットがあるわけですから、どんどん輸出しなければいけないのです。国も、農林水産物、食品で2025年末に2兆円、2030年に5兆円の目標を掲げておりますけれども、牛肉に限ったものでよいので、県としての輸出の目標額を教えてください。

○似内流通課総括課長 本事業の成果目標をお話しさせていただきますけれども、今回の国の事業の実施要領で見ますと、本事業で輸出先国、地域に対する輸出額がおおむね60%以上の増加と成果目標が定められております。これは、基準年を令和3年度と考えますと、令和3年度5億500万円という数字ですけれども、令和5年度に8億800万円と目標値を立てております。

○米内紘正委員 令和5年度に8億800万円ですと、先ほどお聞きした令和2年度から令和3年度の伸び103.4%は物足りないのではないのでしょうか。この伸び率でいくと、なかなか厳しいのではないかと思うのですけれども、キログラム数で見ると、金額で見ると、その辺の戦略もあわせてお願いします。

○似内流通課総括課長 今申し上げた8億800万円は本事業のことですので、香港、台湾、アメリカに限った形になります。香港、台湾、アメリカが令和3年度5億500万円の実績でしたので、令和5年度に香港、台湾、アメリカで8億800万円という目標です。

○米内紘正委員 目標値までお聞きしたので、その取り組みの戦略についてですけれども、香港、台湾、アメリカへの輸出量をふやすに当たって、やはりアジアと欧米の肉食の文化も、調理法も違うと思うのですけれども、その辺もあわせた戦略を具体的に教えていただけたらと思います。

○似内流通課総括課長 米内紘正委員からお話がありましたが、アジアとアメリカで違うということは、おっしゃるとおりだと思っております。まだ事業が採択されておりませんので、これから関係者と協議しながら決めていきますけれども、例えば県産牛のPRや多様な部位の食べ方を行うようなフェアを、レストランや焼き肉店で行うことを考えておりますし、台湾ではオンラインでライブ配信でのフェアも考えております。アメリカに関しては、現地のレストランや、ECサイトでWAGYUMANというものがありますので、そういったECサイトを活用して、それぞれの地域、国でのECサイトの使い方でありませうとか、レストランでのフェアも、ただ商品を出すのではなく、食べ方の提案まで含めて、現地に合わせた形で取り組みを進めていきたいと思っております。

○米内紘正委員 農林水産委員会でも先月霧島酒造株式会社に調査に行きましたが、ペアリングが大切だということでした。10月5日の岩手日報の記事でも、日本酒は1999年の調査以降、過去最高となる3.7億円、前年比94.4%増で倍になっています。やはり日本酒と一緒に牛肉を提供していく方法も、もう既に連携について計画を立てつつあるのでしょうか。国内で行っている取り組みをそのまま海外で行うのか、その辺の進捗があればお聞

きします。

○似内流通課総括課長 米内紘正委員から大変貴重な御提言をいただいております。日本酒とのペアリングということで、9月にアメリカ人のシェフをお招きして、お肉だけではなく水産物や、いわて牛と日本酒のペアリングを紹介させていただきました。お米とお肉の組み合わせの提案もありますので、お肉だけではなく、米や日本酒も含めて、多品目であわせて売り込みしていきたいと思っております。

○米内紘正委員 先ほど部位の話もしたのですけれども、アジアだといろいろな部位を食べる文化がありますが、欧米だとやはりステーキになるのです。部位が限られて十数%しかないけれどもステーキ文化で、そのかわり価格が上がってくるわけです。それが冷凍か冷蔵かでも違って、冷蔵になるとまた一気に価格が上がってきます。お酒の話をしました。やはりアメリカというよりはヨーロッパで日本のお酒がどんどん広まっています。ただ、今の岩手県の食肉処理施設では、EUに輸出するための対応はできないのですか。

○似内流通課総括課長 いわちくの食肉処理施設では、アメリカ、台湾、香港への輸出となっておりますので、EUにはまだ輸出できない状況です。

○米内紘正委員 EUに輸出できない理由は、施設的なものなのか、動物福祉の関係でしょうか。

○似内流通課総括課長 手元に資料がないので、後ほど回答させていただきます。

○米内紘正委員 やはり牛肉の輸出額をどんどんふやすことが、今後岩手県の強みになってくると思うのです。そして、お酒との絡みの中でどんどんふやしていくということを考えたときに、アジア、アメリカもですけれども、その先の販路を広げていくのも大切かと思えます。その中で、高級な和牛などの高価格帯を売るには、やはりEUにもお酒と一緒に出せるようにしていかないとはいけません。高い目標になっていますし、農林水産物、食品の輸出額は48億円で20%ふえていますけれども、やはり隣の青森県は200億円前後で推移していますから、比べたらまだまだ少ないのです。その辺の戦略を練っていけば、稼ぐ岩手県の農業を実現できるのではないかと思っておりますので、牛肉に関してどのような戦略を考えているか部長にお聞きします。

○藤代農林水産部長 牛肉輸出の関係ですけれども、本県で当初考えていたのは、東南アジアを中心にということでした。なぜ東南アジアかといいますと、人口も多く富裕層もいらっしゃるの、富裕層の方がステータス的にも日本の高級牛肉を志向していただけるというマーケットがあったので、まずはそこをターゲットにしていたところ。最終的には欧米も視野に入れながら進んできたところで、欧米は肉食文化ですので、日本の霜降り牛肉がどこまで通用するか、あるいは価格でどう差別化できるか、買っていただけるかというところもあるので、まずはアメリカ、カナダで試行を始めまして、大分評価もいただいていたと思っています。

EUについてですが、いわちくは対米輸出認定や、それ以外の13カ国ぐらいに輸出できる認定を持っていますけれども、EUはまたそれなりの基準があったと思います。また、

輸出する際に仲介する方がどこまでいるかということもあり、そこを探しながらですので、岩手県はヨーロッパ圏にまだ弱いので、まずはアメリカから実績を積みながら、EUも日本酒やいろいろなものが岩手県からも輸出されている実績は承知していますので、そういったところを使いながら可能性を探っていきたいと思っています。

○ハクセル美穂子委員 肥料価格高騰緊急総合対策事業費と、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費に関して質問させていただきます。

まず肥料価格高騰緊急総合対策事業費です。私も、郷右近浩委員がおっしゃったとおり、今価格が上がっている分についてはなく、将来的な農業経営の中でどのように肥料を使っていくかということだったのだと思っています。この事業だと、令和4年度ということなので、令和5年3月までにできる事業者に対しての補助になると思ひまして、よく事業の内容を読んでいきますと、事業実施主体も畜産農家だけではなく、肥料を使う農家と肥料を販売するためにいろいろ加工していきたいという畜産農家というか、堆肥を出してしまう農家との両方なので、あまり今の価格対策にぴったりと対応するような内容ではないのだなと思いました。さらに、3月までに事業をするとすると、実際の現場で活用されるのは来年の秋肥ぐらいというイメージなのではないかと思ひまして、そういった形でゆっくりのんびりと、来年の秋肥のあたりにはこの影響が農家の皆さんに行くものだという考えで、この事業を進めているのかという確認が一つです。また、3月末までの事業完了というこの短い事業の中で、どういった方々にどのようにこの事業を周知して、対象になる方を集めているのか、もう既にいらっしゃるのかを教えてくださいたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 まず、一つ目の確認事項ということで、来年の秋肥以降に実際に使われるのではないかといた御指摘につきましては、年度内に機械が導入できれば春肥からの活用を想定してこの事業を提案しております。

単年度限りといった御指摘につきましては、県としても来年度予算として検討していきますけれども、国に対してもこうした堆肥の活用などの機械導入について支援できるように要望を上げているところです。

2点目の周知方法ですけれども、この事業の提案に当たりまして、まず現場のニーズをある程度把握させていただいたところです。対象となる農家につきましては、ハクセル美穂子委員御指摘のとおり、まずは堆肥を使う耕種農家、さらには耕種農家に対して堆肥をまいてくれる畜産のコントラクター組織の方々も対象になります。こういった方々からある程度ニーズを把握したところです。

周知方法につきましては、広域振興局、農業改良普及センター、市町村、JAなどのあらゆる関係機関、団体等を通じて、さらには県のホームページですとか、県のアグリベンチャーネットですとか、そうしたあらゆる手段を通じて農家に周知徹底が図られるように取り組んでまいりたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 この事業はこの事業で、単年度ではなく長く皆さんに普及させていかなくてはいけない事業です。あとでこの事業を知って、やりたかったと言う人も出る

のではないかと考えているのですけれども、若い方々も含めてそういった方々が来年度も国産のもので、化学肥料を減らして耕畜連携できれば一番よいので、来年度以降もこの事業を続けられるように、ぜひ働きかけをお願いしたいというのが一つです。

また、市町村では、国が7割補填で対応している分の残りの3割のうちのいくらかといった、市町村単独の事業も必死に9月補正予算などで組みながら、何とか個々の農家への対応を頑張っています。けれども、予算額は町村の予算額にしてみれば大きくなるのだけれども、一人一人には本当に微々たるもので難しいという話を私も聞いています。町からでもですし、農家からもどうしたらよいか相談されるので、7割補填を国がしているからいいということもありますが、そうではない農業現場の現実もわかっていると思いますので、ぜひその部分についてのさらなる拡充の働きかけを、国へもそうですし、県の中での予算の工面も頑張ってくださいということをお願いします。この点について、来年何かソフト面で検討していることをお話ししてもらえたらと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 先ほどの郷右近浩委員に対する答弁と同じで恐縮ですが、今後の肥料価格の動向、さらに国の施策等も踏まえながら、県としてどのような支援ができるかを引き続き検討させていただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 ぜひよろしくをお願いします。次に畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費についてお伺いいたします。米内紘正委員がいろいろと細かい内容について質問されました。アメリカに対するものということですが、私が事前にいただいた事業内容の中に、コンソーシアムの運営資金ということで、販路拡大する分と、動物福祉の分で分けているとありました。この補正額8,697万6,000円のうち、香港や台湾、アメリカへの販路拡大に使う支援分と、動物福祉の対応と、どういう割合で予算配分されているのかお聞きしたいと思います。

○似内流通課総括課長 今ハクセル美穂子委員から事業費の内訳ということでお話しいただきました。国の実施要領によりますと、海外での販売のフェア等に対します畜産物輸出コンソーシアム運営支援につきましては、補助率は定額で2,000万円となっておりますので、所要経費を積み上げて2,000万円と計上しております。動物福祉対応と血斑発生低減につきましては、国の実施要領によりますと、この取り組みに必要と考えられる経費といたしまして、牛の屠畜実績を算定するというので、令和2年度の牛の屠畜実績、1頭当たり5,200円で計算することになっております。令和2年度が約1万2,880頭、これに5,200円を乗じまして6,697万6,000円と計上しております。この合計額8,697万6,000円を今回9月補正予算として提案させていただいたところです。

○ハクセル美穂子委員 8,600万円の中で、フェアに使う分は2,000万円で、具体的な内容はこれからつくっていくということによろしいですか。

○似内流通課総括課長 米内紘正委員にも先ほど申し上げたとおり、これからつくっていくということで、アメリカ、香港、台湾向けでの現地のフェアを開催することで検討を進めているところです。

○**ハクセル美穂子委員** 私が以前からぜひこれはやっていただきたいと言っていたことが実際になってきたので、本当によいことだと思っています。特に気をつけていただきたいのは、フェアなどを実施するというのですが、安売りというか、ふだんの価格よりも安くするのではなくて、しっかり高く売ってほしいと思っています。生産者の方々、肥育をされている方々は本当に大変な状況です。子牛の値段も高くなっていて、それに自分たちの経費も乗せて、そして利益が出た上で生産者の分のお金をきちんと考えて、そこから上乗せするような輸出の仕方をしないといけません。前回農林水産委員会の調査で行ったサツマイモを輸出している会社でも言っていましたが、輸出というのはそんなに利益が上がるものではないということでした。やった分だけどんどんもうかるかというところでもなく、経費もかかります。ただ経費もかかった上で、きちんと生産者やかかわっている皆さんに利益が行くような値段にしていくということ、それを買ってくれるところを見つけるというのが一番重要だと思っていますので、ぜひその点を頑張っていたいただきたいと思っています。

アメリカに関しても、私と同じぐらいの年代の方の給料は日本の2倍ぐらいになっているので、私たちが買っている牛肉よりももっと安く感じているのではないかと考えています。関税も上がりましたが、あれは多分アメリカ産の牛肉が国内で勝負できなくなるから、わざわざ関税を上げたのではないかと考えています。それこそチャンスですから、ぜひしっかりとおいしさをお伝えするということを頑張っていたいただきたいと思います。

アメリカで今想定しているところでは、どういったエリアで売ることを考えていらっしゃるのでしょうか。西海岸とか東海岸とか、そういったところですか。

○**似内流通課総括課長** 例えばサンフランシスコやロサンゼルスなどの案はありますけれども、現時点ではこれからということでもあります。ただ、消費購買の大きなところや、ハクセル美穂子委員がおっしゃったとおり、今円安により現地での価格が割安になっているので、競争力が向上しているということは我々も認識しておりますし、物価高もあり肉を売り込む機会はあると思っていますので、臨機応変に現地の事業者とも連携しながら取り組みを進めていきたいと思っています。

○**ハクセル美穂子委員** 本当によろしくお願ひします。私の夫はテキサス出身なのですが、テキサスは本当に肉ばかり食べているのです。ただ、和牛は向こうで売っている肉とは全く別物だと考えながら売らないといけないと思っています。ステーキ文化なのだけでも、ステーキで対抗するのが正しいのか、それともペアリングという意味では和食の中のしゃぶしゃぶやすき焼きなどの、薄切り肉で勝負するのもいいのではないかと個人的には思っています。薄切り肉というのはアメリカでは流通していないのです。薄切りはハムぐらいしかないのです。ぜひそういった日本文化と、あと岩手県とか東北地方というのがあまり知られていないので、そういったところのレアなエリアから来た牛だということとか、自然のきれいさなども一緒にして売る方法を、ぜひこの2,000万円ですっかり確立しながらやっていただきたいと思っています。

○川村伸浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大坊競馬改革推進室長 それでは、議案第 23 号岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案（その 2）の 66 ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、配付した岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例案の説明資料によりまして御説明いたします。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。競馬組合の経営の改善などに資するため、競馬組合並びに競馬組合の構成団体であります奥州市及び盛岡市に貸し付けを行っております岩手競馬再生推進基金につきまして、基金の額を減額しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。本基金は、その創設時に公共施設等整備基金からの 60 億円を財源としておりまして、現在の基金、現金の状況を踏まえ、同額を一般会計に繰り入れるため、基金の額を現行の 277 億 5,000 万円から 217 億 5,000 万円に減額しようとするものであります。

3、施行期日については、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 基本的には了とするものであります。今説明いただいた部分で質問させていただきたいと思えます。

今回の 60 億円については、もともと県の公共施設等整備基金から繰り入れしたものであったということですが、この岩手競馬再生推進基金の創設の際トータル 277 億円ぐらいで、内訳は公共施設等整備基金からの 60 億円というよりも、もっと公共施設等整備基金があって、そのうちの 60 億円ということだったと思えます。もともとの基金の内訳を教えてくださいたいと思えます。

○鈴木競馬改革推進監 基金創設当初の基金の総額は 277 億 5,000 万円でした。財源は、

公共施設等整備基金が60億円、そのほかに県債管理基金が217億5,000万円でした。

○郷右近浩委員 了解いたしました。今回これを一部改正するというので提案されている中では、この60億円については、そもそもの利用用途である公共施設等整備基金へ繰り入れという話であり、了解するものであります。これまで岩手競馬の再生推進基金には、構成団体である盛岡市と奥州市に県が貸し出しをして、結局競馬組合に貸しているといったお金の流れの中で、それぞれの市から毎年幾らかずつ分割で支払われて、これが原資になって60億円以上がたまって、今回60億円を繰り出したという流れだと認識しております。今後両市から払い込みが進んでいったときには、例えば県債管理基金なりに戻し、いろいろな需要などを含めて、状況を見ながら進めていくという考え方なのか、今後の方針について何かあればお知らせいただければと思います。

○鈴木競馬改革推進監 基金につきましては、返済ルールに基づきまして今後も償還がありまして、基金の現金が増加する見込みですので、この基金の現金の状況を踏まえながら検討していきたいと考えております。

○郷右近浩委員 現在インターネットでの発売も好調であったり、競馬組合としてのさまざまな基金であったり、不測の事態に対応できるような体制を取ってきているということは認識しております。ただやはり岩手競馬が本当にどこまで大丈夫なのかを含めて、何かセーフティーネット、いろいろな安心材料を持っておきたいという部分もあって、これから状況を見ながら、もともと返さなければいけないものとして、しっかりと対応していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○川村伸浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 10月11日午後7時半からのNHKテレビをごらんになられた方もいらっしゃると思いますが、ちょうど1年前に放送されたサケが幻の魚に！？不漁の真相と対策の最前線という番組と関連した番組だと思って拝見したところです。最初から見たわけではありませぬので、テーマがちょっとわかりませぬでしたが、新しい言葉が二つ出てき

たと思っております。一つは、環境DNAという言葉でありました。つまりこれは、日本近海にいる魚を定期的に採取をしてDNAをとり、それを調べることによって、この魚が海流に乗ってどのように移動しているのかがわかるという話だったと思います。それから、前にも話をしましたが、7センチメートルで放流したサケが湾内でサバに捕食をされてしまって北洋の海に向かっていけないので、体力をつける意味で10センチメートルまで成長させて放流をするという、前回の放送の流れをくんだような内容でしたが、やはりサケのことだけを考えると、確かにそのとおりで、水揚げがさっぱりなくなってしまっています。これは恐らく大きくは地球温暖化による寒流、暖流のすみ分けが完全に変わってしまって、サケの稚魚が寒流に乗っていけないということだと思えます。したがって、寒流に多く含まれている動物性プランクトンをとることができなくて、栄養がつけられなくて海を越えていけないという内容だったと思います。

もう一つは、今風に言いますと、何とか教会が使っていますサタンの役目をしているのがこのサバだと思うのです。ところが、サケが来なくなって、サバがどんどんふえてくるのであれば、このサバを使って水産を振興するという手もあるのではないかという論調がありました。その中にはサバの加工をして、気仙沼市の水産会社だと思ったのですが、加工したものをエジプトとかナイジェリアへ販売しているという、まさにギョギョツという感覚ですよ。何かさかなクンがやっているような感じでありますけれども。今までは、東南アジアでありますとか、そういったところが外国への輸出の対象という感覚でありましたが、この番組ではインターナショナルになっているということのようでありました。つまり海にいる魚が入ってくるのであれば、あるいは漁獲できる範囲にある魚は何でも利用して、再利用して、それを食べてくれる人の好みに合わせて販売をしようという内容ですごいと思ったところですが、部長に感想をお伺いします。

**○藤代農林水産部長** 私もきのう見させていただきました。一つは、今海洋環境の変化で非常に魚が捕れなくなっていることについて、科学的な分析結果に基づいて、どの魚がどういう方向に北上しているとか南下しているとか、しっかりと分析した結果をビジュアルでわかりやすく説明した番組だったと思いますし、また今伊藤勢至委員から御紹介があったとおり、捕れる魚が変わっている中で今までどおりの仕事のやり方ですと、なかなか利益が上げられない。そういった中で、どのように仕事のやり方を変える、業態を転換する、あるいはそういった今揚がっている魚をうまく使うという内容で、大変ヒントになるものだったと考えています。

紹介があったサバにつきましても、私もそういうことがあるのかと思いましたがけれども、日本国ですと大きいサバのほうが単価が高くて、例えば20センチメートル以下のものは養殖用魚の餌になってしまうので、価格が安く取引されてしまうけれども、そういった小さいサバであっても、御紹介があったエジプトなどでは、例えばサババーガーとかが食べられていたと思いますけれども、かえって小さいサバのほうが需要があって、非常に高く売れるということでした。我々もこういった流通で輸出する際には、そういった海外のマー



ケットをしっかりと見ながら、日本の国内であれば高く取引されないものであっても、高く取引できるようなところを探しながら持っていくということで、非常に有益な番組であると思って見させていただいたところでます。

○伊藤勢至委員 そうしますと、魚を捕るのは沿岸地域の漁民で、その捕れた魚をどのような流通に乗せて、国内はもとより、東南アジアはもとより、新規にエリアが広がりつつあるところへのアプローチをやっていくのが県の役目でないかと思います。農林水産部に流通に関する部署が複数あって取り組んでいると思いますが、自分のところだけという感覚ではなくて、農林水産部の中の流通関係者は同じテーマで、水産物も農産物も林産物も一緒に売り込もうという対応をしていかなければならないと思うのですが、その辺を、流通関係の部署の方にお聞きします。

○似内流通課総括課長 農作物、林産物、水産物、これらをあわせて流通していくというのは、伊藤勢至委員のおっしゃるとおりであります。例えば牛肉と一緒に日本酒やお米や炭を売り込む、水産物の関係でも日本酒と水産物ということで、オール岩手で物を売っていくということは大事だと思っております。各地域、国の市場に合わせた売り方の提案を含めて、現地の事業者の皆様、レストラン、輸出事業者等と連携しながら、農林水一体となって売り込みをしていきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 やはり農林水が一緒になって、コラボしてやっていくべきだと思います。簡単な例を一つ、まずおにぎりですけれども、米は当然農のものですよね。シイタケの炊き込み御飯にすれば林も加わります。これをノリで巻けば農林水産物ですよ。そういう考えに一回立ち戻って、新たな売り込みを考えるべきだと思いますが、それについてやはり発信が強いのは東京事務所だと思っておりますが、そういったところとの連携はどのようになっているかお伺いします。

○似内流通課総括課長 まさに今伊藤勢至委員からお話がありましたが、県外でもやはり首都圏の銀座に岩手県東京事務所があります。我々農林水産部流通課でも、農林水一体となって売り込みをしておりまして、特に首都圏を中心に県産食材を使っている「黄金の國、いわて。」応援の店というお店があります。そこでの食材の取り扱いの働きかけ、首都圏でのフェアなどでは東京事務所とも連携しながら売り込みを図っておりますし、県産食材はまさに東京事務所が核となってやっていますので、県庁農林水産部と連携しながら取り組みを進めていきます。

○伊藤勢至委員 10月11日の放送の中でもう一つ気になったのは、アイゴという魚がいるのだそうでした、これが海藻類を食べ尽くしてしまう、それが海流に乗ってどんどん北上してきているということでした。それから、岡山県の漁場では、タコの足が切れた状態で採取されているそうです。これは、病気でなったのではなくて、生まれたときから8本の足が6本になっている状況のタコが発見されているようだという報道もありました。これは、ほかの天敵に食べられたのか、あるいは8本なくても生きていける、むしろ8本よりも6本のほうが動きやすいとか、そういうことなのではないかとしたら、これは非常に

不気味な感じがするのです。これについては、部長はどのようにお感じになりましたか。

○藤代農林水産部長 私も見ましたけれども、アイゴというのは確かに磯焼けの原因になるということで、三重県の例で磯焼け対策として地元の方や子供たちと一緒に、長年にわたって海藻の種を海の中に戻すような取り組みをされているという紹介もありました。岩手県でもそういった形で、藻場や干潟の保全活動のような、多面的機能支援という形で支援して、地域で活動していただいていますので、そういった取り組みを広げていくべきだろうと見たところですが。また、放送の中では水揚げの4割ぐらいのタコの足が短くなっていると紹介があって、解説では食べる餌が非常に少なくなっている、自分で自分の足を食べているのではないかという仮説もあるということで、明確な原因はわかっていないということでした。確かに岩手県もそうですけれども、先ほど伊藤勢至委員から御紹介があった、サケの稚魚が食べるプランクトンが北のほうから十分に下がってきていない状態もあるので、海の中のそういった餌環境が変わっているのだらうと思いますので、そういったところも見ながら、どういう放流が必要か、あるいはどういう魚に価値を見いだしていくべきかを考えていくものと捉えたところです。

○伊藤勢至委員 全然違う話になりますが、東日本大震災津波以降に取り組んだ事業として、宮古市の音部漁港の掘り込み港工事があるわけですが、なかなか進捗が見えてこないというか、遅いということで地元の方からいろいろ聞かれるのですが、今の進捗状況はどの程度になっているのか、そして完成の目標はいつごろか伺います。

○佐藤漁港課長 伊藤勢至委員から御指摘のありました音部漁港の進捗状況です。県では、これまで掘り込み部の導流堤 212 メートル、マイナス 2 メートル物揚げ場 104 メートル、船揚げ場 80 メートルなどが完成し、今年度は航路、泊地の土砂の掘削、市道の切りかえ工事を進めており、8月末現在で工事の進捗率は約8割となっております。昨年度上半期が経過した時点で今後の工程を精査したところ、導流堤工事において、岩盤が当初の設計値の想定より浅く出たために、工法の変更や地権者との交渉が難航し、掘削土砂の搬入路、搬入先が変更となったことから、事業期間を1年間延伸したところです。引き続き、工事受注者並びに県と出先機関の水産振興センター3者による会議を開催して、工事の進捗管理を徹底するとともに、工事の錯綜による遅延を招かないように、毎月の工程調整会議において工事間の工程を調整しながら一日も早い完成を目指しており、今年度内の完成を目指して鋭意頑張っているところです。

○伊藤勢至委員 頑張ってください。

○工藤勝子委員 ことしも天候に恵まれて、8月に長雨が続いて心配したのですが、おいしいお米がたくさん取れました。新米が出回る季節になっているのですが、令和3年度の在庫はどのような状況になっているのか、調べていらっしやいましたらお知らせいただきたいと思います。

○佐藤県産米戦略監 県産米の令和3年産の在庫ですが、令和4年8月末現在で6万3,100トンということで、これは昨年と同じ月と比較しますと9,900トンの増、率とし

ますと 18.6%の増となっております。

○**工藤勝子委員** 私たちから見れば6万3,000トンと言われても想像がつかない状態なのですけれども、結果として残っているという思いがあります。実際にまた、新しい米が出てきているわけです。消費者の人たちがどちらを求めるかといったら、結局はちょっと値段が高くても、おいしい新しいお米を食べたい、これは人間の心理ではないかと思うのです。そうすると、在庫がまた残っていく形になるのではないかと思っているところです。

農家の人たちはこれからお米をつくっていく上で、やはり生き残りをかけて戦っていかなければならないという思いで米づくりをしているわけです。そういう中において、秋田県ではサキホコレという新しいお米を出しているのです。宮城県はだて正夢とか。岩手県は銀河のしずくとか金色の風ですが、これ一本で今後行こうとしているのか、また新しい品種を岩手県としてもつくっていこうとしているのか、その辺も聞いてみたいと思うのですけれども、いろいろな形の中で広報やキャンペーンをやって、お米を配布した時期がありました。その効果は見えてきているのでしょうか、まだ見えないのでしょうか。ただキャンペーンをやっただけで終わってしまったのでしょうか。

○**佐藤県産米戦略監** まず新米が出ると令和3年産米が売れなくなってくるのではないかというお話がありました。米の卸、あるいは販売の状況を考えますと、どうしてもスーパーマーケットに並ぶのは新米です。ところが、業務店とか、量販店とか、そういう外食産業の場合には米の収穫年度は書かなくてもいいわけです。そういった量販店に4月ぐらいまでは令和3年産の米が流通し、そういう段階で売られていくと承知しております。

それから、金色の風、銀河のしずくが新たにできましたけれども、その他の品種ということでしたが、どうしても県北地域向けにも良食味品種が欲しいという話もありますので、県北向けのわせの新品種が奨励品種の一步手前の段階まで来ていますので、それについては吟味してまいりますし、それから金色の風につきましても、倒れやすいとか欠点があるということもありますので、それらを改良できるように岩手県生物工学研究所と連携しまして、その弱点を補うような品種に改良していくよう取り組んでいるところです。

キャンペーンの効果ということですが、いろいろと量販店や米穀店と一緒に大型キャンペーンをやっております。その中で、県産米を購入していただいた消費者から応募をいただきまして、プレゼントを配布するという取り組みをしておりますが、昨年度は応募件数が約1万2,000件あったのですが、今年度につきましては6万件を超えるという応募が出てきておりますので、そういったキャンペーンも浸透してきていると思っております。

また、昨年12月からことしの3月までに米価下落対策ということで、サンプル米をお配りしました。特に県外のお客さんを中心に大体27万個ぐらい配布したのですけれども、インターネット販売につながるようにバーコードをつけたパンフレットも一緒に配布しております。その結果、そういった取り組みを行う前よりも、インターネット販売の販売数量が3倍に増加したという効果もありますので、ある一定の効果はあったと思っております。

○**工藤勝子委員** 一定の効果があるということに関しては評価したいと思っております。買ってくれるのを待っているだけでは、全く消費者の人たちが飛びつかないという状況であります。そういう中において、前にお聞きしたことがあるのですが、例えばロサンゼルス・エンゼルスで活躍している大谷翔平選手の何かのマークを米につけて、外国に輸出できないかと。そうしましたら、とてもじゃないけれども高くてそんなことはできない、という話なのです。でも、高いなら高いで、どのくらいでやってもらえるのかとか、効果がどういふものかということをやはりきちんと調べて、聞くだけでも聞いてみるべきではないかと言ったのですが、何とも返事が返ってこないの、これはだめだと諦めているのかと思ったところでもあります。せっかく活躍している選手がいるのですから、やはりほかの県にないPRをしていくべきではないかと思うのです。日本の大谷ではないのだそうです。岩手県の大谷でもなくて、奥州市の大谷と、奥州市ではそう言っているのだそうです。そうしたら、奥州市のお米は全部売れてしまうぐらい売れてしまうのではないかと感じているところです。写真は載せられなくても、例えば何かネーミングとか、顔のキャラクターとか、ああいうものをきちんと許可を得て取って、そうして販売するべきではないでしょうか。ある先生が、人口減少とは人の口が減ると書くと言いました。日本は、人口減少で人の口が減っていく、物がだんだん売れなくなっていく、そして若い世代が減少していく。高齢世代が多くなって、そんなに物を食べなくても生きていける世代が多くなってきている。だったら、どうすればいいかといったら、海外に目を向けて販売戦略を立てるべきだとおっしゃいました。先ほども、牛肉の件でもお話がありましたけれども、お米もやはりきちんと海外に目を向けて、どうしたら米が売れるのかを考えてやるべきではないでしょうか。そういうことを考えて、令和4年度の米の販売戦略について、今何か検討されているのか、新しいアイデアをみんなで出し合おうとしているのか、その辺のところを聞いてみたいと思います。

○**佐藤県産米戦略監** 米の販売戦略ということでしたけれども、県では昨年度、いわてのお米ブランド化生産販売戦略という戦略に基づきまして、各種取り組みを進めてきたところです。その中で、もちろん輸出についても取り組むことにしております。具体的な取り組みとしましては、量販店や米穀専門店、あるいは買うなら岩手のものバーチャル物産展等、通信販売のサイトなどと連携しました県産米キャンペーンの実施、あるいは県内の量販店における銀河のしずく弁当の販売、それから先月開催されました日本スポーツマスターズ2022岩手大会や、来年2月に開催されますいわて八幡平白銀国体等のスポーツのイベントなどでも機会を捉えましてPRしたいと考えております。引き続き関係団体と連携し、消費者や実需者のニーズ等を把握しながら、県産米の需要拡大に積極的に取り組んでまいります。

○**工藤勝子委員** わかりました。ことしは第73回全国植樹祭もあるわけですね。全国に物を売り出す絶好の機会だと農林水産部では捉えていただいて、ぜひそういう面でみんなの目を引くようなPRの方法を一体となって考えてほしいと思っております。米農家の人

たちは売れることを待っているわけでありまして、来年はどのくらいつくれるのかという不安も持っているわけです。ことしは少しお米の価格が上がりましたがけれども、今の状態ではなかなか米で生きていけない状況が続いておりますので、やはり生き残りをかけている法人組織とかそういう人たちが元気になって米をつくっていただいて、その販売戦略をしっかりと立ててほしいと思っております。

移住、定住の件については、柳村一委員が一般質問で聞いておりましたが、岩手県では、277人新規就農者が入っています。その中で、農業をなりわいとして移住、定住された方々がどのくらいいらっしゃるのか、その人たちの現状を捉えているのかお聞きしたいと思います。

○高橋企画課長 移住、定住の状況です。県で把握しております移住なども含めまして、農林水産業新規就業者のU・Iターン者の数を申し上げさせていただきます。直近の令和3年度は、農業では、先ほど工藤勝子委員からお話がありました277人のうち61名がU・Iターン者となっております。

○工藤勝子委員 その人たちの経営状態とか相談窓口の拡充は、各広域振興局にお願いしているのか、市町村が調査されているのか、どのような形になっているのか、お聞きしたいと思います。

○高橋企画課長 そういった方々の経営の状況は、特に地域におきまして、県農業改良普及センター、市町村、農協などで、協議会という組織を使いながらしっかりとサポート体制をとり、その中でいろいろな状況を把握しているところです。今詳細なデータはないのですが、いずれ地域の中でそういう体制を整えていると理解しています。

○工藤勝子委員 せっかく若者がU・Iターンしてきて、農業に飛び込んできて、農業をやってみた、ところが、コロナ禍の中で農畜産物の売れ行きも落ちている、米の価格も安いとなってくると、せっかく岩手県に住み着いてきた人たちがまた離れていく可能性も考えられるわけです。結局経営が成り立たない、家族と一緒に生きていけない、そういう状況になれば、また職業を変えることになってくるだろうと思っておりますので、やはり人口減少社会の中で、こういう人たちが経営できるような方向を、皆さんで相談窓口を広げたり経営状況の把握等されながら、しっかりとやってほしいというのが私の思いであります。私の地元地域にもホップ栽培で来ている人たちがいますけれども、あのホップの栽培で経営ができるのかと思っすぎて心配しているのです。直接聞くわけにもいきませんが、もう青空が見えるみたいなホップづくりをしているので、すごく心配しているのです。そういう中で、ぜひいろいろな形の中で、市町村とも連携を取りながら、この人たちがしっかりと根づいて、岩手県の農業人となっていけるようお願いしたいと思っております。

それから、耕作放棄地について、荒廃地という形で質問しておりました。日本経済新聞に最近出ておりましたが、岩手県では再生面積1,712ヘクタール、荒廃農地4,073ヘクタールということで、結局再生できる荒廃地と再生が不可能となっているところが明確にわかれているということでした。ある地域では、メロンをつくっているとか、サツマイモを

つくっているとか、そういった荒廃地を再生した例も挙げておりました。この荒廃農地で農地に回復できないところを林地化して、そういった里山をつくっていくべきではないかと思うのですが、県は荒廃農地の今後のあり方をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○中村技術参事兼農業振興課総括課長 荒廃農地の課題ということで、工藤勝子委員御指摘のとおり、高齢化や人口減少等の地域が抱える課題が山積している中で、離農であるとか、あるいは荒廃農地の拡大が懸念されております。県といたしましては、まずは荒廃農地を発生させないことを基本に捉えておまして、中山間地域直接支払制度でありますとか、あるいはさまざまな国の事業、国庫事業、国の制度、県単事業をフルに活用しながら、荒廃農地を発生させない、そしてさらには発生しているところは解消するというところで、取り組みを進めてまいりたいと考えております。ただ、先ほど工藤勝子委員もお話しされましたとおり、受け手が見つからない、あるいは農業上の利用が困難であるという場合もあろうかと思えます。国で今度新たにいろいろな制度を進めておまして、保全管理する形に考え方が変わってきております。そうした中では、鳥獣の緩衝帯の整備であるとか、あるいは先ほどお話が出ました林地化も今後進めていくという流れになっておりますので、こういった国の事業も活用しながら、農地の適切な利用に努めてまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 やはりそれぞれの地域を見ても、草刈り等をやって何とか守っている例もあって、守ってはいるのですが、その草刈りに出る人たちも高齢化になってしまって、出る人が非常に少なくなっているわけです。電気牧柵を回したりもしているのですが、熊だとか、ニホンカモシカ、ニホンジカも出ますし、いろいろな野生鳥獣が出てくるわけです。そうすると、やはり農地と山の境界線をきっちりと今後整備していく必要があるのではないかと考えているところでもあります。ただ、やろうと思ってもやれない地域がたくさんあって、何の所得にもならない状況の田んぼや畑が出てきているわけです。そういうところを今後どのようにして、ある程度所得に結びつけるかというのは、成長の速いものを植えて、下刈りぐらいのところでもやれるような状況をつくっていくべきではなんでしょうか。そうするためには、ある程度農地を直す必要もあるかもしれませんが、ぜひ今後いろいろな形の中で荒廃農地を何とか利活用できる方向を一緒になって考えていただければと思いますので、御所見を伺って終わりたいと思います。

○中村技術参事兼農業振興課総括課長 農地を維持するというところで、まずそこを守っていく人の問題もあろうかと思えます。新規就農者の確保でも、先ほど来お話が出ておりますけれども、その辺もしっかりしていくのはそのとおりですが、地域でいろいろな活動を展開する集落営農組織もしっかりと育て、あるいは法人化も進めながら、中山間地域等直接支払制度なども活用しながら、何とか農地を維持していくような取り組みを後押ししてまいりたいと思います。

そもそも草刈りをする人もいなくなってきたというお話もありましたけれども、今農業

支援サービス事業体の活用という動きも出てまいりました。そういったサービス事業体を活用する事業もありますので、PRしながら何とか地域の農地を守るよう県も支援してまいりたいと考えております。

○千葉盛委員 まず、岩手県農業協同組合中央会による令和5年度岩手県農業・農村関連施策に関する要請について、気仙地域のことも取り上げていただいていたので、質問いたします。

9月に行われた要請会で、気仙地域に獣医師が不在となっており、畜産農家は経営継続に不安を抱えているということで、獣医師の確保について要請がありましたが、現状と県の支援策についてお伺いいたします。

○高橋振興・衛生課長 ただいま御質問のありました気仙地域における獣医師確保に係る現状と県の支援策についてであります。気仙地域においては令和6年4月1日以降、これまで診療を行っておりました岩手県農業共済組合の家畜診療所の診療対象から外れることとなり、これを受け、県では地元自治体、農業協同組合等とともに、地域の実情に応じた獣医療提供体制の構築に向け、本年1月に検討の場を設置したところです。これまで4回の会議を開催し、検討を進めてきた中で、牛を飼っている農家の意向を確認しましたところ、地域の飼養頭数は10年後もおおむね維持されるという結果が得られましたことから、現状と同程度の獣医療を確保することが必要であり、現在近隣地域で開業する獣医師の往診の可能性など、具体的に対策を検討しております。引き続き気仙地域における獣医療の安定的な確保に向け、市町や関係団体と連携しながら検討を進めてまいります。

○千葉盛委員 関係者と連携してやっていってほしいのですけれども、そうすると方向性としては、獣医師の確保ができそうな方向になっているということなのか、そこをお伺いします。

○高橋振興・衛生課長 まずは現在飼われている100頭が10年後も飼養されていると仮定しまして、年間1,000件以上の治療件数、往診の依頼があるという分析結果のもと、これを近隣の開業獣医師に依頼する際にどのような条件が必要か、具体的には近隣の地域から気仙地域の農家までに移動する距離ですとか、夜間休日対応を含めて、それらを考慮した場合の診療獣医師の必要な人数、あとは往診を依頼する開業獣医師の候補などについて現在検討を進めております。

○千葉盛委員 わかりました。引き続きよろしく申し上げます。

では次に、気仙地域の猿の鳥獣被害対策について、農林水産部としてはどのように対応されているでしょうか。また、環境生活部とどのように連携が図られているかお伺いいたします。

○中村技術参事兼農業振興課総括課長 猿の農作物被害対策についてですけれども、本県に生息しているニホンザルについては、大船渡市、住田町で被害が大きいわけですけれども、環境省のレッドリストにおきまして、絶滅のおそれのある地域母体となっております。捕獲する場合には慎重に検討する必要があります。そのため、県では猿用の電気柵の

設置による侵入防止でありますとか、放任果樹の伐採、やぶの刈り払いなど、里に寄せつけないための環境整備を進めておりますし、またこれも大船渡市、釜石市で組んでおりますけれども、GPS発信機を装着させた猿の行動に基づく効果的な追い払いを行っており、こうしたものに対する支援を行って、一定の成果も出ているところです。被害状況、対策状況につきましては、環境生活部とも緊密に情報共有しながら、引き続き猿を初め野生鳥獣における被害が低減するよう連携しながら取り組んでまいります。

○千葉盛委員 大船渡市あたりだと、農業被害といっても金額的には大きくならないのでなかなか難しいのですが、イノシシや鹿などはふえ過ぎた後はもう大変なことになってしまっていて、今のこの状況であれば困り込める、抑えられる状況にあると思うので、農林水産部の観点からもう少し上手に環境生活部と連携して対応してほしいと思いますので、ぜひ関心を持っていただいて、やはり猿は結構大変な動物ですので、ほかの地域に移動しないように、何とかよろしくをお願いします。

次に、不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言と漁協経営について質問します。一般質問でも取り上げられておりましたけれども、不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言は、なかなか漁業者に認知されていないですし、漁協経営に寄与していくという意味でも、漁協経営の改善にもあまり結びついていかないのではないかと感じています。そこで、この宣言は漁業者なのか漁協なのか、誰のために行って、どういった狙いがあるのかわかりにくいので、その辺をお伺いします。

あと、漁協を助けていくという意味であれば、運営費の支援や、サーモン養殖などに特化したような支援にもっと取り組んでいくことが必要なのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言についてですけれども、ことしの3月14日に水産関係団体と県が宣言いたしました。サケ等の主要魚種の不漁が漁業者や漁協等の経営に深刻な影響を及ぼす中、関係者が一丸となって主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業、養殖業、これらを三つの柱としまして重点的に施策を進めることによって、不漁に打ち勝ち、水産業を再生していくという関係者の決意を消費者の方々にも広くアピールする狙いがあったものです。

また、この宣言による目指す姿といたしましては、漁業者等の一人一人が海洋環境の変化に対応した水産資源の管理ですとか、漁場の有効活用などに意欲的に取り組み、生産性や所得の向上を図るために将来に夢と希望を持って向かって就業していくことを目指したものです。

○千葉盛委員 例えば漁協経営に特化して聞きますけれども、やはり漁協は今大変苦しい状況で、これをどうやって助けていくのかということはあるのですけれども、サケもそのとおり捕れないですし、この不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言は今言ったとおりさまざまな狙いがあるのでしょうかけれども、漁協経営を助けていくということには



結びついていかないように感じるのです。それで、運営費の補助だったり、サーモン養殖も漁協にやらせるというのであれば、そこに大きな支援が必要だと思うのですけれども、そういった考えはお持ちなのでしょうか。あと漁業者と一丸となってやっていくというのであれば、もっと積極的に漁業者にかかわっていくように行動していくべきで、職員も漁業者のところに積極的に行き、いろいろな人たちに話を聞く機会ももっと積極的に持つべきではないでしょうか。

○小野寺指導検査課長 不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言ですが、これまでにない新しい取り組みにも果敢に挑戦していく体制を、県と水産関係団体と共同で取り組むこととしたものでして、漁協にあつては事業総利益の約5割を占める漁業支援事業の収益となるサケの資源回復や、同じく約3割を占める組合員のウニ、アワビ等の漁獲物等の販売事業において、漁協の収益回復につながるものと考えております。

○千葉盛委員 質問しているものに対する答弁という感じはしないので残念ですが、また改めてどこかで質問します。

10月9日の岩手日報に、ウニ漁の数量が99.7トン、販売額12億7,200万円、東日本大震災津波以降で最高との記事が掲載されておりました。主要魚種の不漁が続く中で、明るいニュースであり、非常に喜ばしいと思いましたが、このウニ漁についてはウニの蓄養等、県も頑張っているということですが、ウニ漁が漁協経営にどれだけ寄与しているのか、県の認識を伺います。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 ウニ漁の漁協経営の寄与については、夏場の漁業者の貴重な収入源になるほか、漁協が漁獲金額の4%から10%を販売手数料として徴収しておりまして、漁協の販売事業の収益の一部となっております。ウニ等の水産物の販売によりまして漁協の販売事業への収益は、事業の総利益のうち約3割を占めておりまして、ウニの漁獲量がふえることによりまして、漁協の販売収益が増加し、漁協経営にも寄与しているものと認識しております。

○千葉盛委員 ウニが取れることはいいことなのですが、東日本大震災津波後最高になったといっても、量はまだまだです。県のウニの蓄養等も漁協からすれば取り組みとしては必要なだけですが、まだウニだけではということも聞きますので、引き続きいろいろなことをやっていっていただきたいと思っております。

サケについて質問しますが、県水産技術センターが公表した秋サケ回帰予報によると、予測値は11万匹、354トンとなっております。東日本大震災前の平均値の1%にとどまる見込みとなっております。県内では、秋サケの記録的な不漁が続いていることから、漁獲量の増加に向けたさらなる対策が急務だと考えておりますが、サケの種卵確保の状況と、ふ化場の集約計画がどのようになっているのか、また今後の漁獲量をふやすために県としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 サケの種卵確保の状況及びふ化場の集約については、今年度確保しておりますサケの種卵数については、9月30日現在、約

164 万粒で、採捕計画の約 4 割程度の数量となっております。サケ増殖団体では、ことし 6 月の総会におきまして、県内で 19 あるサケふ化場の再編案を打ち出しまして、それらの生産機能を四つの拠点に集約するということや、閑散期におけるふ化場施設の有効利用について決議をいたしまして、今漁期から各施設で取り組みを開始することとしております。

県では、サケの資源回復に向けまして、種卵を確保するため、定置網で漁獲されたサケを積極的に活用することとしているほか、他道県から種卵の移入について、これまで以上に積極的な働きかけを行っているところです。また、生産率が高いとされる大型で強靱な種苗の生産に向けまして、今年度新たに新設いたしました事業によって、改良した餌等を本格的に現場に導入することとしております。

○千葉盛委員 四つの集約場所というのがもう決まっているのであれば、それをお答えいただきたいと思います。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 現在の拠点ふ化場ですが、下安家ふ化場、津軽石川ふ化場、甲子川ふ化場、盛川ふ化場の四つです。

○千葉盛委員 ホタテについて聞きます。ホタテ貝毒対策について、加工用ホタテの出荷基準が緩和されるようでありませけれども、どのように緩和されて、漁業者や漁協にとってどの程度のメリットがあつて、どのような効果があるのかお伺いいたします。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 ホタテの貝毒対策についてですが、近年県内の一部の海域ではホタテガイが長期にわたりまして貝毒による出荷規制が続いていたことを背景にいたしまして、岩手県漁業協同組合連合会では、これまで貝の中の中腸腺という黒い部分を 1 グラム当たり 300 マウスユニット、これは毒値の単位でして、20 グラムのハツカネズミを 15 分間で死亡に至らしめる毒量が 1 マウスユニットという単位ですが、この中腸腺 1 グラム当たり 300 マウスユニット以下を加工向けの基準としておりましたが、これを 10 月 1 日付で見直しを行ったものであります。この基準の見直しにつきましては、ホタテガイの流通の安全性の確保ということを大前提といたしまして、近隣道県の基準も参考にいたしまして、冷凍、生の貝柱製品に関するホタテガイに限りまして 1,000 マウスユニットまで基準値を引き上げたものです。今回の見直しによりまして、ホタテガイが毒化した場合でも、加工用としてほぼ周年の出荷が可能となるという見込みでして、年間を通じた養殖生産ができることから、生産者にとりまして収入の安定につながっていくものと考えております。

○川村伸浩委員長 この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○川村伸浩委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○似内流通課総括課長 午前中の議案第 1 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）の審査に関しまして、米内紘正委員からの畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の

質疑におきまして、いわちくの食肉処理施設の関係で、EUに輸出できない理由のお尋ねがありました。その理由ですけれども、いわちくはEU向け輸出施設認定を受けていないということです。

**○ハクセル美穂子委員** いわて木づかい住宅普及促進事業について、確認も含めて御質問したいと思います。

このいわて木づかい住宅普及促進事業は、9月26日の受け付けをもって今年度の交付申請は終了したとホームページにも書かれておりました。今年度のこの事業を活用した住宅棟数はどれぐらいになったのか確認したいと思います。

**○工藤技術参事兼林業振興課総括課長** いわて木づかい住宅普及促進事業の今年度の実績ですが、新築が129件、リフォームが18件、合わせて147件です。

**○ハクセル美穂子委員** 県内で新築で129件と、たくさんの住宅が県産木材を使って家をつくれたのは本当によかったと思いますし、大変好評だとお聞きしています。家を建てる方だけではなくて、住宅関連の会社からもとてもよい事業だという声を聞いております。9月26日受け付け分までではなくて、もう少しこの事業を拡充してほしいという意見もあるのですけれども、今後補正等でこの事業を拡充するようなお考えがあるのか、その点について伺いたいと思います。

**○工藤技術参事兼林業振興課総括課長** この事業は、県産木材を使用した住宅の割合の増加を図ることによりまして、県産木材の利用促進、あるいは林業木材産業の振興につなげることを目的に森林環境譲与税を財源として実施しているものです。補正による対応につきましては、同じくこの森林環境譲与税を財源としている市町村における森林整備の取り組みを支援するもの、例えば森林クラウドシステムの整備でありますとか、林業アカデミーの運営など、こういったほかの事業への影響も出てきますので、現時点ではその補正は難しいものと考えているところです。

**○ハクセル美穂子委員** 今年度の内容に関しましては、スキームとして3月末までに完成する住宅が対象ということで、9月末で交付申請を終了するという考え方で県は進めると承知していますけれども、実際に行う方々にしてみると、10月着工でも3月の完成に間に合うケースもあり、そういった方々をこし受けられなかったのが実情だとお聞きしています。ぜひこれについて、実際の利用者の方々、実際に建てられた方のフィードバックも含め、それを推進するために活用されている住宅の会社をやっている方々にも調査をして、しっかりと県民の皆さん、使いたい方に届くような事業にしていきたいと思っているのですけれども、その点について、来年度事業をやるとして、事業実施に向けて、どのように皆さんからのフィードバックを聞いていくのかもお知らせください。

**○工藤技術参事兼林業振興課総括課長** 今ハクセル美穂子委員からお話がありました、全ての方々に、より多くの方々にというお話ですが、岩手県内で新築の住宅を建てられる方が、令和3年ですと6,000戸を超えております。この中で木造が5,000戸を超える状況なのですけれども、こういった方々全てにこの補助をとりますと、やはり予算のことも

ありますし、かなり厳しいものがあると思っております。この事業の目的そのものは、やはり実際に県産材を使った住宅を建てていただいて、その建てた住宅の木材の利用の状況をほかの方々に見ていただいたり、あるいは実際に住まわれている方の感想を県でさまざまな手段で情報発信をすることで、県産材を使った住宅につなげていきたいというものです。したがって、県としてはできるだけ早い段階で住宅に着工していただき、完成させて、いろいろな機会に情報発信をしていきたい、普及啓発をしたいという思いがあって、こういった形の制度にしております。とは言いながらも、実際に今ハクセル美穂子委員からお話がありましたとおり、たくさんの方々からそういった要望があるのは事実です。現在この事業を使われた工務店であるとか、あるいは施主の方々にアンケートを取っております。そういった方々の意見を聞きながら、予算は制限もありますけれども、こういった形でより多く支援していけるかということについては、今後のことについて検討、研究していきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員 今後事業者の方に聞きながら研究していくということの御答弁でした。県産木材を活用して住宅を建てるとなると、コストもある程度かかることも見越して補助をすれば、さらに利用していただけたら、普及拡大になるのではないかとことなので、最初からこの時点で終わるという周知を、使う方や住宅関連会社の方々にももちろんですが、県民の皆さんにもしっかりと周知しないと、ちょうど着工してこれを使おうと思ったのに申請が終わってしまったという、残念な気持ちが残ってしまわないように、使いたい方はちゃんと初めにそういう相談をしたり、着工時期をこのぐらいまでにおかないと使えないのだということがわかるような形にして、不公平感がないような形で事業を進めていただければと思います。一番は、もうちょっと枠がふえて、さらにもっと使う方がふえればいいと思いますが、去年に比べてすごくこの事業は皆さんに周知が進んだので、利用する方もすごくふえたという話も聞いていましたので、来年さらにもっとふえるのではないかと考えております。ぜひその点についてしっかりと事業者の方々、それから使った方々からの声を反映して、適切な予算をまた計上していただきたいと思っております。5,000戸、6,000戸ではないですが、1年間通しての公平性を保つためにどのように考えているのか、最後にもう一回お聞きしたいと思っております。

○工藤技術参事兼林業振興課総括課長 昨年度よりも、ことしは棟数で新築が13件、リフォームが8件増加いたしました。これは、初年度のときに普及啓発に予算を確保していたものですから、それを2年目は大分皆さんに知っていただいたということで、PR経費を少し下げることによって、実際に住宅を建てる予算を少しふやしております。来年度についても周知はしていただいておりますし、あとは使いたいけれどもという相談も結構あったものですから、一気に予算をふやすのはなかなか難しいのですけれども、その辺を工夫しながら、どのようなことができるか考えていきたいと思っております。

○郷右近浩委員 いわたの森林づくり県民税と森林環境譲与税のかかわりの部分について伺いたいと思っております。平成18年に創設されましたいわての森林づくり県民税について

ては、令和3年度から第4期が開始されておりますが、その税収の実績と令和3年度末のいわての森林づくり基金の残高について、まず最初にお伺いしたいと思います。

といいますのは、現状でのいわての森林づくり県民税の使われ方に対して、これからどのような形で使っていくかに対して、もっと違う形もできるのではないかと考えておまして、まずおさらいの意味も含めて今のところからお伺いしたいと思います。

○**工藤技術参事兼林業振興課総括課長** いわての森林づくり県民税の税収ですけれども、平成18年度から令和3年度までの16年間、112億2,571万8,000円となっております。また、いわての森林づくり基金の令和3年度末の残高は24億375万7,000円となっております。

○**郷右近浩委員** トータルも含めてですけれども、令和3年度の税収実績もあわせてお願いいたします。

○**工藤技術参事兼林業振興課総括課長** 令和3年度の税収は7億2,883万4,000円です。

○**郷右近浩委員** あわせて、平成28年度から令和2年度までの第3期のいわての森林づくり県民税の税収の合計と第4期開始時点でのいわての森林づくり基金残高もお知らせいただきたい。

○**工藤技術参事兼林業振興課総括課長** 第3期の税収ですけれども、36億3,806万9,000円です。第3期の末、令和2年度末の基金の残高は24億8,605万6,000円です。

○**郷右近浩委員** 数字ばかり聞いて申し訳ありませんが、確認のためです。また、令和元年度から開始されました交付税、森林環境譲与税についてもお伺いしたいと思います。令和3年度の譲与実績について、これは県分と市町村分という形で配分になっていると思いますが、それぞれについてお伺いします。

○**工藤技術参事兼林業振興課総括課長** 森林環境譲与税ですが、令和3年度の本県への譲与額は、県が1億8,228万5,000円、市町村が10億3,296万7,000円となっております。

○**郷右近浩委員** いわての森林づくり県民税についてですが、第3期末で25億円ほどの基金残高があって、これは3.3倍、3年分の税収に近く、税収に対して執行率が低いために基金が増加している形に見えると感じております。そのような中で第4期が開始されたわけでありましてけれども、やはり用途の拡充であったり、今回は第73回全国植樹祭の準備経費のために歳入と歳出のバランスが取れた部分もあり、基金残高に大きな増減はないように見受けられます。一方で令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税は、県の配分は少ないものの、市町村も合わせた県全体では県民税の1.6倍ほどに上って、税を有効に活用していくことが求められていると思います。令和6年度からは県民が森林環境税を納めることになり、しかも税額もいわての森林づくり県民税と同額の1,000円です。その使い道は、県としてはいわての森林づくり県民税、森林環境譲与税で分けて使っているということですが、その趣旨からすると、両方ともそれを乗り入れできるように見えるわけでありまして、そうすると、多額の基金残高がある中で、令和6年度以降は二重課税ではないかといった指摘がされるようになると思います。全額両方とも適正に使われていくので

あれば、それはそれで、岩手県の森林を守るために、育むためにしっかりと必要なものだと見えるわけでありませぬけれども、それがどんどん積み増ししていった基金に残っていくようであれば、単なる二重課税で、取っていくだけのような形に受け取られるのではないかと危惧しているものであります。ですので、この部分についての考え方をお知らせいただきたいと思ひます。

**○工藤技術参事兼林業振興課総括課長** まず、いわての森林づくり県民税の残額の 24 億円ですけれども、これにつきましては第 3 期までに使い切れなかつたもので、特に使えなかつた部分というのが、手入れもされていなかつた人工林を、環境によい針葉樹と広葉樹が入り混じった森林にしていくということで、強度間伐の財源として取ってきたものですので、基本は現時点で第 3 期までの残金については、手入れをしなければならぬ森林がまだ残っておりますので、それにしっかりと使っていくということが一つです。

森林環境譲与税につきましては、県は市町村の支援ということで、林業アカデミーでありますとか、あるいは森林クラウドのシステムの整備に使っているわけですが、市町村での使い方については、まず現時点では森林所有者が持っている山の経営を今後どうするかということ市町村が今一生懸命調べているところですよ。例えば飛行機を使って空から森林がどうなっているか調べ、それをもって所有者にどうするかという取り組みを全ての市町村でやっているところですよ。全ての市町村が飛行機を使っているわけではないのですけれども、今はそれに非常に時間を割いている、あるいはお金をかけているという状況でして、岩手県の場合は非常に森林面積が多く、1 年とか 2 年でそれが全て終了するわけではありませぬので、その辺については当然市町村だけではなかなか難しいという声を受けておりますので、県でもサポートしながら、森林環境譲与税を財源に市町村の森林を今後どうしていくかという部分の考え方を整理することにしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

**○郷右近浩委員** これまで、いわての森林づくり県民税の基金として積んできた部分については、使用目的があり、今後取り組んでいく計画があるという認識でしたけれども、先ほど数字を聞いたときに、例えば令和 3 年度の税収実績では 7 億 5,700 万円余ということですよ、毎年それくらいあるわけですよ。多少の用途の拡充は行ったにしても、第 73 回全国植樹祭等で使用した部分が大きいということであれば、毎年 7 億 5,000 万円いただけるのであれば、その部分は回していけるということですよ。今まで積んでいる基金というのは、極端なこと言うと、使わなくてもいいではないけれども、毎年それがランニングでどんどん余剰分が出てくるとなれば、その余剰分をずっとプールしておく必要も本来的にはないのではないかと感じるわけですよ。今御答弁いただいた中で、森林環境譲与税とのすみ分けの部分ですけれども、市町村においてもきちんとさまざまな計画を実行していくという部分を、もちろんやれるところと、やれない市町村もあるかと思ひますし、必要ない市町村もあるかもしれません。森林環境譲与税で県がいただいている部分が割合的に少ないので、県としてはいわての森林づくり県民税のほうが税収としては大きく、トータルバランスで

見ると1.6倍ほどの金額になっています。県がいろいろなスキームをつくって、市町村配分の部分と、市町村に呼びかけながら一体となって、いろいろな指導も含めてやっていくということも考えられるのではないのでしょうか。有効にお金を使っていくことを考えれば、使途の拡充等も含めてもっと幅広く使っていけるよう、林網、林道整備などさまざまな事業についても、業者不足や冬期間に係る工期などの縛りの中で受け手が少ない部分もあろうかと思っています。1年間に岩手県として林道、林網、森林の整備をやることに対してのパワーはある程度限られてくるということになると、もっと使途をふやして、今まで森林整備であったり、林道整備だけにかかわっていただいた方以外のさまざまな業種も含めて、さらにいわての森林づくり県民税を使って、岩手県の森林をしっかりと守り育てていくためのみならず、もっと売り出す、さらにはそれをどう育てていくというところに向けていくべきではないかと思うわけではありますが、いかがでしょうか。

**○工藤技術参事兼林業振興課総括課長** 先ほどの答弁の中で答弁をし損ねたことがあります。第4期から今の森林の置かれている状況を踏まえて拡充したもの、具体的には環境上重要な伐採跡地の植林ですが、これが時代の変化の中で求められている部分が多くありまして、この事業が結構伸びているということで、年間入ってくる7億幾らの税収を事業として使っていける、さらに今後伸びていこうというところで、お金が常にたまっていくという状況ではないということを御説明させていただきます。

使い方を市町村と一緒にということですが、現時点では市町村が一生懸命調べている、ここは市町村がきちっとできる場所ですが、実際に調べた後に森林をどのように整備していくかということについては、担い手が同じです。例えば森林組合や林業事業者ですので、実際に調査した後どのように進めていくかというのは一緒に検討しながら考えていきたいと思っております。

使い方の広げ方についてでありますけれども、基本的に譲与税ですので、市町村が自分たちの考え方あるいは計画に基づいてさまざまな取り組みをしていけるのはそのとおりですけれども、県としてはこの二つの税金を有効に活用していくために、いわての森林づくり県民税、森林環境譲与税の使い方を決めて進めてきているところであります。基本はそこを崩すことなく、できることをまず進めていきたいと考えております。ただ、令和6年度から森林環境税が始まって、二重課税の話がありましたけれども、やはりそこはもう一度整理して、きちんと説明する必要があるだろうと考えておりますので、実際に市町村での使われ方、あるいは新聞でも森林環境譲与税を使い切れなくて市町村が困っているケースもあると報道されておりますので、そういったものを踏まえて国がどのように対応していくのかも踏まえながら、どのような進め方をするか検討していく必要があると考えております。

**○郷右近浩委員** 今るる御説明いただきましたけれども、市町村でも何をどうしていくか困っているという話も聞いております。だから、全部巻き上げろという話ではなくて、県も一緒になって進めていくという形もあるのではないかと思います。今

後も市町村の基金や執行率などを調べながら、また改めてこの件についてはお聞きしたいと思えます。

以前、金ヶ崎町の森林公園が整備が行き届いていないといった報道がありましたが、県で指定管理で委託している森林公園等の受託事業者からも若干お話を聞きました。幾らで委託を受けて、どのような形で管理しているか、その金額を聞くと、1人雇って森林の管理及び冬は除雪をするのがせいぜい関の山といった金額だったということでした。その業者ももうやり切れないといった話がありましたので、きょうは議案の中でも委託料で44万1,000円計上になった部分について質問させていただいたところでありました。きちんと管理をして、自然の中で過ごしたいというニーズや、その地域の景観、さらには森林を守っていくという姿勢を見せるという部分においては、ある程度金額は幾らでという形を出して、いろいろなことを関係者で話し合いながら、しっかりと管理ができて、よい形で公園を保全していく体制をつくり上げていくべきだと思っておりますので、指定管理料に振り向けられないかと思うわけであります。そうした使途の拡大の部分について何か御検討もしくはお考えあればお聞きしたいと思えます。

**○橋本技監兼林務担当技監兼全国植樹祭推進室長** お話のありました森林公園の指定管理の関係ですけれども、現在担当課でこの森林公園の指定管理者のところに行って、実際にいろいろなお話を聞いている状況です。そのお話の内容も含めまして、来年に向けてどういった対応をするか今後検討していくものです。その中で、いわての森林づくり県民税、森林環境譲与税の活用も含めた検討になるかと思えますけれども、使う場合は税の目的も含めまして、何がよいのか、どういった形で指定管理者に業務を委託するかも検討していきたいと考えております。

**○郷右近浩委員** ぜひお願いします。今回の森林公園管理運営費44万円は大変評価しています。最初に契約した指定管理料だけでなく、さまざまな要因を配慮して幾らかでも直そうとした姿勢は評価しております。それでもベースがきちきちの中で、今回はこのような形でつけてもらいましたけれども、例えば去年、おとしと遡っていったときに、毎年最低賃金が上がっていく状態の中で、給料、人件費、さらには光熱費、その他いろいろなものが上がってきているのに、その部分がなかなか見られてこなかったもので、ぎりぎりの中で受けているところもあるのではないかと考えております。ある程度金額があればその中でやりくりすることも可能かと思えますが、当初で委託料自体がかなり抑えられているので、適正な委託料にしてみんなで守っていければと思えますので、その点についてぜひ頑張ってくださいたいと思えます。

**○上原康樹委員** 相変わらず欲しい魚が捕れません。そこで、育てて捕ろうという養殖になるわけで、これは近年目覚ましい勢いで拡大の様相を呈しております。そして、実績も重ねて、明るい兆しも見えて、実績を上げております。こうやって拡大していく養殖業ですけれども、現在はまだまだ湾の内側で、実験的な要素も含めながらの取り組みということで、今度は湾の外に出て大規模に養殖をしようという動きも当然出てきます。大規模で



すから管理が大変ですので、最新鋭の機器を投入して、プログラミングして、コンピューターで管理をするという高度な漁業になってまいります。この大規模沖合養殖に向けた岩手県の取り組みについて、現状と計画、課題を伺います。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 大規模沖合養殖についてですが、県内では釜石市の湾外の沖合海域において沖合養殖の計画が進められておりまして、波浪や潮流の対策といたしまして、空気圧を利用して、浮き沈みが可能な養殖施設を用いたギンザケの養殖試験が令和3年11月から行われているところです。沖合の養殖のメリットといたしましては、海面の有効利用ですとか、養殖規模の大型化、あるいは餌として与えた食べ残し等による漁場環境の汚染の軽減などが期待される一方で、導入、運営コストが高額となること、また漁場利用に関する他の漁業との調整が必要となること、あるいは高波や台風などの気象の影響を受けやすく、漁場の選定が難しいことなどが課題として上がっております。

○上原康樹委員 非常に高度な知識と、何といたっても資本が求められてくるプロジェクトになると思いますが、岩手県の大規模沖合養殖にかかわっていかうという意思を表明している企業は現在どのぐらいあるのでしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 現在釜石市の沖合で行われている沖合養殖の試験につきましては、釜石市、岩手大学、地元の水産関係業者など5者が共同して取り組んでおりまして、実現に向けて継続しているところです。

○上原康樹委員 大きな話になっていく中で、原点に立ち返ってみますと、漁業というのは非常に人間の知識、経験というものが重要視されるものです。ますますコンピューター化され、ハイテクの技術を導入していく中で、漁師の昔ながらの知識が、そういう最先端の技術の中にどう取り込まれていくのかもテーマなのだそうです。これについて県としては、経験豊かな漁師の皆さんの知恵を最先端の養殖業にどのように吸収するかという構想はありますか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 養殖業とは若干形が変わるのですが、本県で行われているイサダ漁業については、海流の流れですとか水温の関係を漁業者の経験に基づいて、漁場を選定して出漁したりしていますが、そのデータを集めて、漁場を選定するようなITの導入を図った取り組みが一部行われていますので、今後漁業のIT化も含めて必要な取り組みと認識しておりますので、より一層進めていきたいと考えております。

○上原康樹委員 ハードとソフトの融合で、よりやりがいのあるなりわいに育ててもらいたいと思います。これから岩手県の農林水産分野の予算的にも中心的な存在になっていく取り組みだと思っておりますので、きめ細かな取り組みをお願いしたいと思います。

今ベテランの漁師さんの話が出てきましたけれども、私は個人的に岩手県の三陸の港などをよく見て回っております。この間は大船渡市の細浦漁港に行って、70歳のベテラン漁師と話し込みました。そのときには新しい水門システムについての話を聞いたのですが、

もう一つ最近の漁について聞くと、マコガレイの刺し網漁が空前の不漁なのだそうです。どのぐらいの不漁ですかと聞きましたら、1枚、2枚の世界だと言われました。本当に不漁なのです。岩手県の漁業の不漁は、イカやサンマやサケに限らず、一つ一つの規模は小さくても多種多様な魚が捕れないということがあるのです。なりわいの中の不安になって、漁師の仕事が立ち行かなくなるのではと悩んで漁をされて、きょうもまた網を揚げに出ていくのです。現在岩手県の海で獲れるもの、獲れないものは何かという状況認識を県は共有されているのか心配になりました。漁師さんたちからの現場の情報は、県にストレートに伝わっているのでしょうか。もちろん間に漁協がありますから、そういう経路はあると思いますけれども、県はより濃密に現場の声を吸収してもらいたいと思います。この点についての取り組みはどのようにお考えですか。

○**太田漁業調整課長** マコガレイの不漁魚種の拡大とその認識の共有ですが、まずマコガレイにつきましては、令和3年度の漁獲量を調べてみますと、全漁業種類で37トン、うち刺し網漁では29トンの漁獲量になっておりまして、これは震災前平均の約4割となっております。その点について、県水産技術センターが資源量調査を行った結果によりまして、平成27年度以降に若い魚、小さい魚が漁業資源の対象として入ってくるものの割合が少なく、現在資源が減少傾向になっていることがうかがえます。その原因については諸説あるのですが、ほかの県の研究者等との情報交換の中では、餌になる魚が少なくて、小さい魚が大きくなって漁業対象に入っていない状況があると言われていたようです。

そのほかにも減少している魚としましては、上原康樹委員から御指摘のありましたサンマ、スルメのほかにも、震災前に比較するとイサダが約2割、ミズダコを中心としたタコ類の漁獲量が7割にとどまっているところですよ。

県では、マコガレイなどの資源量調査を行っておりまして、漁業者の方々が組織する協議会において、この資源量の状況ですとか、その動向について情報を共有するとともに、ミズダコにつきましては資源保護を目的として、小型の個体、体重で言うと2キログラム未満のミズダコになるのですが、そういったものの脱出口つきの籠漁具ということで、一度入っても逃げられるような漁具の改良などを行って、その普及に努めているところです。今後も引き続き漁業者と資源動向を共有しながら、資源管理に寄与するような技術ですとか、知見の普及に努めていこうと思っているところです。

○**上原康樹委員** 今回の県の研究ですとか分析、その結果を、途中経過でもよろしいですから、現場の人々、漁師の皆さんに返すだけでも現状が腹に落ちるのです。そういった共有、状況認識の相互作用といった交流を、これからも続けていただきたいと思います。

○**川村伸浩委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は御苦勞さまでございました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。